

令和元年 8 月 1 日

大阪府アイスホッケー連盟
加盟チーム連絡責任者様

大阪府アイスホッケー連盟
会 長 福西 実雄
理事長 楠 雅成

大阪府アイスホッケー連盟 評議員の派遣について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は当連盟の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年～平成 30 年度の評議員の任期が終了致しましたので、令和元年度～令和 2 年度の当連盟の評議員として各チーム 1 名を、下記のとおり選出して派遣をお願い致します。

記

- 1.提出期限 令和元年 8 月 31 日（土）厳守（メールデータ可）
2.提出先 〒545-0035 大阪市阿倍野区北畠 1-1-30 楠 雅成方気付
大阪府アイスホッケー連盟事務局（090-9114-2346）
masakusu@hotmail.co.jp

3.評議員の条件等

- (1) 当連盟の理事は評議員を兼ねることはできない。
- (2) 評議員は各登録チームより 1 名選出する。
- (3) 評議員はチームの選手又は監督・コーチとして日本アイスホッケー連盟（府連経由）に登録され、かつ大阪府内に在住又は勤務している者でなければならない。
（2 ケ年に及ぶので大学チームの学生は注意が必要）
各種合同チームは、いずれかの種別で登録された者を選ぶことができる。
- (4) 各種合同チームは、複数チームの評議員を兼ねる事はできるものとし、この場合の議決権は複数とする。
但し、**3 チーム以上**の評議員を兼ねることはできないものとする。
- (5) 評議員会には当連盟に派遣された評議員しか出席はできません。また評議員の代理出席、及び評議員以外の者の同席はできません。（議長に委任はできる）
但し、評議員会に評議員が欠席のときに限りチームの代表者として、連盟に登録された者 1 名に限り出席し傍聴（発言はできない）することはできますが、事前に出席者名を届出ること。（届出人以外の出席を認めない）

4.そ の 他

期限迄に提出がない場合は、評議員の派遣を必要としないチームとして取り扱います。

（派遣のないチームへは評議員会の開催案内は致しません）